

【フィリピン】無料インターネット接続プログラム法

海外立法情報課 合地 幸子

* 2017年8月2日、ドゥテルテ大統領は、公共の場所における無料インターネット接続ポイントを整備するための法律に署名した（同日施行）。同法の目的は、国民へインターネット接続の機会を与えることである。

1 背景と経緯

世界的に情報化が進む時代において、インターネット環境、とりわけブロードバンド接続の拡充は、国内総生産（GDP）の増加をもたらすといわれるが¹、フィリピンはこの分野での立ち遅れが目立っている。インターネット普及率はここ数年で倍増したものの²、2016年時点でも55.5%（世界193か国中89位）にとどまっている³。また、インターネット接続に使用される電子機器は小型のノートパソコンが主流であるが、コンピュータを所有する世帯は全世帯の20%にすぎず、インターネット利用が高所得世帯に偏る傾向が見られる。教育現場のインターネット普及率も、公立小学校で約14%、公立中学校で約55%にすぎない⁴。

2017年8月2日、ドゥテルテ大統領は、インターネット環境整備の一環として、「公共の場所における無料インターネット接続プログラムの整備及びそのための資金調達に関する法律」（R.A. No.10929）⁵に署名した（同日施行）。同法の制定目的は、これまでインターネット接続料金を支払うことができなかつた多くの国民に接続の機会を与えることである。全22か条から成る同法は、無料インターネット接続プログラムの基本方針、対象となる公共施設、民間セクターとの連携、プログラム実施機関、児童保護等について規定している。

2 法律の概要

(1) 無料インターネット接続プログラムの基本方針

情報通信技術は国家建設に不可欠の要素であることを認識し、信頼性、安全性等に優れたインターネット環境の整備を推進することを宣言する。国民の知識構築に資するため、公共の場所における無料インターネット接続環境の整備プログラムを策定する（第2条）。

* 本稿におけるインターネット情報は2017年12月7日現在である。

¹ 第4回国連後発開発途上国会議（2011年5月9-13日）において、世界銀行は、ブロードバンド接続が10%増加すると、国内総生産（GDP）が1.38%増加するとし、ブロードバンドが経済成長と雇用創出に不可欠であるとの見解を示した。International Telecommunication Union, *Build on Broadband: A Winning Formula for the Millennium Development Goals*, May 2011, p.1. <https://www.itu.int/en/ITU-D/LDCs/Documents/Turkey_IV/Carlo%20Maria%20Rossotto_key_points_May10_2011.pdf>

² フィリピン科学技術省（DOST）によれば、インターネット普及率は2010年の27.0%から2014年の52.0%へ、4年間で倍増した。Department of Science and Technology Information & Communication Technology Office, *Free Wi-Fi Internet Access in Public Places*, 2015. p.4. <<http://www.dict.gov.ph/wp-content/uploads/2015/03/Free-Wi-Fi-Project-TOR.pdf>>

³ International Telecommunication Union, *Percentage of Individuals using the Internet (excel)*. <<http://www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/stat/default.aspx>> なお、日本のインターネット普及率は92.0%、世界12位である。

⁴ Department of Science and Technology Information & Communication Technology Office, *op.cit.*(2). なお、日本の公立学校（小学校、中学校、高等学校）のインターネット普及率は、2014年時点で約80%であった（総務省「平成27年版 情報通信白書」<<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/html/nc121310.html>>）。

⁵ An Act Establishing the Free Internet Access Program in Public Places in the Country and Appropriating Funds Therefor. (R.A.No.10929) <<http://www.officialgazette.gov.ph/2017/08/02/republic-act-no-10929/>>

インターネット接続ポイントへ接続するユーザーからは料金を徴収しない（第3条（a））。無料インターネット・サービスは、政府機関のバックエンド・コンピュータ・システム、プログラム、データベース、管理・情報システムに使用されるインターネット・サービスとは分離する。ただし、インフラの共有は妨げない（第3条（b））。

（2）対象となる公共施設

法律の対象となるのは、政府及び地方政府の機関、公立の基礎教育機関、州立大学等の教育機関、公立病院、保健センター等の医療施設、図書館、空港、港、公共交通機関のターミナル等であり、施設内の目立つ場所に適切な表示を行うこととなっている。情報通信技術省（Department of Information and Communications Technology: DICT）はこの法律の主管官庁として、法律施行から1年以内にプログラムの実施と普及に係る包括計画を策定するとともに（第5条）、実施対象となる「公共の場所」を選定する基準及び優先順位を定める権限を有する（第4条）。

（3）無料公共インターネット接続基金

プログラムの実施機関として、DICT の下に無料公共インターネット接続基金（Free Public Internet Access Fund: FPIAF）を設置する。FPIAF は、国家電気通信委員会（National Telecommunications Commission: NTC）が徴収する電波利用料及び予算管理省が配分する各種予算により運営される（第17条）。この法律の実施に必要な当面の資金は、DICT、NTC、国家プライバシー委員会（National Privacy Commission）が負担する（第18条）。

（4）民間セクターとの連携

DICT はプログラムを効率的かつ安価に実施するため、民間セクターとの連携を図る。プログラムの対象となる公共施設のある地域において、インターネット接続サービスを実施する余力のある個人又は団体は、NTC へ登録の上、これを実施できる。（第6条）

（5）児童保護

ポルノ・サイトへの接続を禁止する（第10条）。DICT は児童ポルノ対策関係省庁会議（Inter-Agency Council Against Child Pornography）との調整並びに情報通信会社及び市民社会組織との協議に基づき、児童福祉に関する現行法規⁶に合致する、オンラインにおける児童保護の基準と体制を構築する（第11条）。

3 整備予算と優先施設

ラルフ・レクト（Ralph Recto）上院議長によれば、2018年には17億4000万ペソ⁷の予算を確保し、まず公立の小・中・高等学校、州立大学等を優先して整備を行う。新たに5,308か所に無料インターネット接続ポイントを設けて2018年末には23,631か所とし、さらに2026年までには100,349か所に増やす計画であるという⁸。

⁶ 反児童ポルノ法（Act Defining and Penalizing the Crime of Child Pornography, Prescribing Penalties Therefor and for Other Purposes. (R.A. 9775). <<http://www.thecorpusjuris.com/legislative/republic-acts/ra-no-9775.php>>）等を指す。

⁷ 1ペソは約2.2円（平成29年12月分報告省令レート）。

⁸ “Palace wants P1.7 B for free wi-fi project,” *The Philippine Star*, 2017.8.4. <<http://www.philstar.com/headlines/2017/08/04/1724695/palace-wants-p1.7-b-free-wi-fi-project>>